

○厚生労働省告示第二百三三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年五月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第1 1～134 (略)</p> <p>135 放射線治療用吸収性組織スペーサ</p> <p>別表第2 1～1976 (略)</p> <p>1977 閉鎖式薬剤移注システム</p>	<p>別表第1 1～134 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第2 1～1976 (略)</p> <p>(新設)</p>